

令和4年度 第1回 文京区地域包括ケア推進委員会 要点記録

日 時：令和4年5月23日（月）午後1時30分から午後3時10分まで

場 所：文京シビックセンター24階 区議会第一委員会室

<会議次第>

1 開会

2 議事

- (1) 高齢者等実態調査の概要について 【資料第1号】
- (2) 高齢者あんしん相談センターの事業運営について 【資料第2号】
- (3) 令和3年度認知症施策検討専門部会の取組について 【資料第3号】
- (4) 令和3年度医療介護連携専門部会の取組について 【資料第4号】
- (5) 令和4年度介護予防把握事業について 【資料第5号】

3 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡 公一委員長、飯塚 美代子副委員長、石川 みずえ、星野 高之、藤田 良治、野口 雄司、森田 妙恵子、宮長 定男、木村 始、高山 礼子、諸留 和夫、安田 剛一、坂田 賢司、古関 伸一、鈴木 悦子、中西 喜久子、小倉 保志、太田 道之、岩波 康人

<事務局>

宮部地域包括ケア推進担当課長、進高齢福祉課長、阿部介護保険課長、渡部健康推進課長、福澤福祉政策課長

<傍聴者>

5人

1 開会

2 議題

平岡委員長：令和4年度第1回文京区地域包括ケア推進委員会を開会いたします。本日は、議題が5件ございます。限られた時間ですが、それぞれのお立場、専門領域からご審議をいただきたいと思いますので、委員会の運営にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議題1「高齢者等実態調査の概要」についてです。事務局から説明をお願いいたします。

阿部介護保険課長より資料第1号に基づき、議題1「高齢者等実態調査の概要」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に関して委員の皆様からご意見やご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

諸留委員：諸留です。2ページの4番、調査内容等と書いてあって、調査項目及び設問で、素案を作成の上、地域包括ケア推進委員会で協議し、地域福祉推進協議会にて決定するとありますが、素案というのはどこにあって、いつやるんですか。

阿部介護保険課長：素案につきましては、次回、7月頃にこちらの委員会を開催する予定でございますので、そちらで調査項目をお示しさせていただいて、意見をいただきながら詳細を検討していければと思っております。

平岡委員長：6月議会では調査概要を報告されて、その後、調査項目の案について地域包括ケア推進委員会で協議をして、地域福祉推進協議会にて決定をするということですね。9月議会で調査項目を報告するということでしょうか。調査項目の報告が議会と併せてですね、そして評価する、この会議でも行われるということですね。

諸留委員：この素案は業者が作るのでしょうか。もし委員会で検討するとして、委員会で初めて委員の人が見るわけですね。どなたのアイディアで項目を

作るのかお聞きしたいんです。

阿部介護保険課長：まず、項目につきましては、前回から継続してお聞きするものもあります。あと、国のほうからこういった項目を入れてほしいということも通知で示される場合には取り入れたり、新たな、前回もありましたが、ヤングケアラーとか、そのときの情勢に見合ったような問題も一部盛り込みながら、全体として設問数は増えないような形で、介護保険課のほうで、まずは原案を作らせていただいて、それを基に皆さんにご意見を伺って、調整していければというふうに考えてございます。

平岡委員長：よろしいでしょうかね。ありがとうございました。

その他のご質問、ご意見。はい、どうぞ。

宮長委員：宮長でございます。恐らくこの調査が次期の介護保険事業計画であるとか地域福祉保健計画のベースになるものだというふうに思うので、非常に大事な調査で積極的な調査数字を目標で挙げられたので、大変よいことだと思っておりますが、2ページ目で目標回収率60%以上となっていますけど、ちなみに前回の調査のパーセントはどのくらいだったかということと、それからこの調査の回収率、非常に多くの方から回答をいただいたほうがいいわけですから、工夫や努力はどういうふうになされたのかお伺いしたいと思います。

平岡委員長：お願いいたします。

阿部介護保険課長：前回の有効回答率で申し上げさせていただきますと、①の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のところでは69.3%、②の50歳以上の現役世代調査については53.6%、③の在宅介護実態調査（郵送）は51.8%、それから⑤の介護サービス事業所調査、それは59.0%、最後⑥の介護事業従事者調査、こちらについては45.1%ということになってございます。

実施に当たっては、区報9月25日号で、まずは調査をやりますということを知をさせていただいて、併せて対象の方にはあいさつ状も送りながら、回収率を高めるように努めているところでございます。あと今回、インターネットでも回答ができ、回答手段を増やすことで、より回答がしやすいような利便性が高まるようなやり方を取っていければというふうには考えております。

宮長委員：結構高い率の回答があるということは、前回のもので分かりました

が、より効果的にするために、一つ提案がございます。我々の委員の中にも介護事業者だけじゃなくて高齢者クラブ連合会の方だとか、町会連合会、それぞれ区内の団体に影響力のある構成団体の代表が入っておられますので、そういう団体を通じて、重要な調査なので、協力いただきたいというお願いを事前にやっておくことが非常に大事だというふうに思います。私の知るところでは、ある区で1,600から1,700の調査で認知症の検診をやるための調査でやろうとしたら、6人しか途中で応募がないと言って大騒ぎになったようなところもありましたので、そういう団体に事前にこういう調査をやるから、一つご協力してもらいたいというところをお願いするという、組織的な手だてを講じておいたほうが有効ではないかというふうに思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

阿部介護保険課長：ありがとうございます。こちらでも民生委員さんや日頃からお世話になっている団体さんがございますので、そういったところへの周知を図りながら、調査に回答いただけるように努めていきたいと思います。

官長委員：よろしく申し上げます。

平岡委員長：では、ご検討をお願いいたします。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

平岡委員長：では、次の議題に移りたいと思います。

議題2「高齢者あんしん相談センターの事業運営について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

宮部地域包括ケア推進担当課長より資料第2-1、2-2、2-3、2-4、2-5号に基づき、議題2「高齢者あんしん相談センターの事業運営について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございます。

では、ただいまのご説明について、委員の皆様からご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

諸留委員：諸留です。文言の使い方で前から言っていたことですが、資料2-

3号の令和3年度高齢者あんしん相談センター事業評価の実施についてということで、この1のところに「地域包括支援センター」と書いてあるんですよね。前も委員会で言ったことあるんですけど、同じ文面のところで全然違う言葉を出すというのはおかしいと思うんです。「センター」とどこかで書いてくればいいですけどね。初めてこういう会議に出られる方もおられる中で、文京区の場合は「高齢者あんしん相談センター」、法律的には「地域包括支援センター」と言うんですよね。ちょっと書くときに気を付けてもらわないと、初めての方は混乱してしまうんですよね。

もう一つ、同じようなことで資料2-4号の各センターの事業計画のところで、富坂の職員のところで「主任介護支援専門員」と書いてあるんですよね。ところが、11ページの本富士に行くと「主任ケアマネジャー」と書いてあるんですよ。同じことですよ。同じ文京区の話だから、どちらかに統一して、「主任ケアマネジャー」のほうが一般的に使われているのかなというような感じもするんですけど、そういうことは注意されたほうがよろしいんじゃないかと思うんです。

宮部地域包括ケア推進担当課長：昨年も諸留委員から指摘されていた先ほどの「主任ケアマネジャー」などの部分につきまして、今年度も資料が同じようになってしまうと直っていなかったことをお詫びいたします。次年度、この言葉については統一をさせていただくようにいたします。

それから、「地域包括支援センター」につきましても「高齢者あんしん相談センター」という愛称がありまして、法的な名称とそれが分かりにくいというところもございますので、資料第2-3号につきましても、次回から改めさせていただきます。

平岡委員長：よろしいでしょうか。じゃあ、木村委員。

木村委員：冒頭の挨拶で事例を二つ挙げさせていただきました。

一つは、大塚のほうで、今回初めて私も高齢者あんしん相談センターに話を持っていったということをご紹介させていただきたいと思いますが、まず一つは、地域の一人住まいの73歳の男性なんです。この方は多少私と知り合いということもあって、職場に来なかったらしいんですよね。ちょっと見に行ってくれということがきっかけで見に行ったら、携帯もつながらない。一人住

まいで部屋も開かない。それで、不動産屋さんのオーナーと一緒に警察を呼んで入って、救急車で通信病院に運んでいったと。一人住まいなので1か月半ほど通信病院で脳梗塞でかかっていた。この入院費について、生活保護は受けていないという状況で非常にかつかつの状況でした。無事通信病院は出てきて、改めて春山記念病院にリハビリ入院の転院いたしました。1か月半ほどかかりました。その間の治療費、入院費は全部銀行の通帳、カードを預かられてしまったんですね。ここら辺のことをちょっとセンター長に、地域の扱い方としてどうなのかなということもお尋ねしたいとは思いますが、その後、春山記念病院に行って5日目に今度はコロナにかかってしまった。代々木の東海大学、ここへ転院いたしました。無事戻ってきて、つい最近、この会議が始まる3日前にやっと自宅へ戻ってきた。そういういきさつです。

もう一人は、先ほどちょっと話しましたが、生活保護を受けている方で一人住まいで73歳。この方は、気にはしていたのですが、昨日亡くなっておりましてという連絡が来た。そんなことで、まさに今回の事例で最初の人については、早速相談を持ち込み、自宅について最近行っていただきました。こういう窓口ができたことというのは非常によかったなということを思うと同時に、具体的にどこら辺まで我々やっていいのか。ほかの事例がございましたら、ご紹介いただきたいと思います。

平岡委員長：よろしいですか。では、小川原センター長、お願いします。

小川原センター長：ご質問ありがとうございます。やはりどこまでやっていいのかはすごく難しいと思うんです。正直な話、我々でもなかなか手が出せない部分というのも実際にはございます。その中でどうやったらうまくその方の心配を減らしながら生活を続けていっていただけるかというところを、その方個々のお金の状況だったりとか支援の状況だったりとかご家族の状況で大分変わってきます。基本的にはお金の預かり等は預かる前に区役所の高齢者相談係、もしくは高齢者あんしん相談センターのほうにご連絡をいただいて、なるべく早く公的なサービスのお金を預かる場所などにつなげていけるような形を取ることができれば、一番いいかなと思っております。個人で預かっていただけるのは善意でやっていただく方が結構いらっしゃるんですが、その分個人的にお金を預かってしまっているのかなという不安だったりとか、

実際お金を預かったことによってトラブルが起きてしまったという、よかれと思ってやっても、不快に感じられてしまうことが結構出てきますので、そういうご心配がありましたら、お気兼ねなく高齢者あんしん相談センターのほうにご連絡いただければと思います。

木村委員：ありがとうございます。

平岡委員長：よろしいでしょうか。それでは、そのほかのご質問、はい、どうぞ。

飯塚副委員長：2点、お願いします。まず、高齢者あんしん相談センターの事業実施評価表なのですが、権利擁護の26番、成年後見制度のところ、ここはこの評価表ができてずっとバツになっていたんですが、今回、丸というのはどんなところに努力をなさって丸がついたのかということが一つ。

それと、3職種、今、人材が本当に集まってこないんですよ。うちでもケアマネジャーの募集をかなりしておりますけれども、1人として来ない。こんな状況の中で、センターのほうも大変な思いをしていると思います。その中で、センターと区は連携しているわけですから、区がどういう形でサポートをしていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

平岡委員長：よろしいでしょうか。

進高齢福祉課長：この事業実施評価表は、飯塚副委員長が言われたように、26番成年後見制度の区長申立てに関する判断基準、ずっとバツでして、併せて21番の相談事例の終結条件、こちらもずっとバツだったと思います。昨年度こちらの2点について本委員会の中でご説明をさせていただきまして、まず21番の相談事例の終結条件、こちらについては、あくまでも相談というのは文京区としては伴走支援というところで、終結条件というのを共有しているかというところなんですけど、文京区としてはバツ。なぜならば、終結条件そのものがそういった考え方ではなく、相談を受ければ情報については区がきちっと把握をして、ずっと伴走していくという理屈でバツとして今後は行きたいということでご説明をさせていただいたと思います。

それから26番、こちらについては近年成年後見制度の件数が増えていまして、文京区の相談係のほうで困難事例として幾つか上がってきて、毎年大体10件弱ぐらい、区長の申立として成年後見制度をやっています。その中で、

判断基準というのが、それぞれケースごとに区の中の会議を経て、実際に後見人を立てるかというのを裁判所に申し立てていくんですけど、そちらの流れを高齢者あんしん相談センターと共有することで困難事例がスムーズに文京区のほうに上がってきて、それ以降は区が判断をしてやっていくという流れを簡単な表にまとめまして、こちらで報告させていただいた上で、今後はこちらを丸にさせていただくというご説明をさせていただいたところになります。

平岡委員長：それでは、センター長さんに説明していただくことはありますでしょうかね。はい、どうぞ。

小川原センター長：大塚です。先ほどの26番に関しては、フローチャートが各地域包括支援センターに配られております。これに関しては、あんしん相談センターだけではなくて、大塚の圏域の場合は、社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、あんしんサポートの成年後見のほうの扱いをしていただいている担当者のほうと情報を共有するという形でフローチャートをお配りさせていただいている状況で、統一した規格で対応できるようにという形で前年度やらせていただいて、評価のほうを丸にしております。

もう一つご質問がありました区との連携ですが、大塚では主任ケアマネジャーが不足している状況がございました。その中で、現場経験5年以上の実務経験があることというところで、主任ケアマネジャーの要件になかなか通らない方が結構いらっしゃって、実際に地域包括支援センターの中で教育という形で主任ケアマネジャーを育成させていただくための支援を区役所のほうでいただいております。予防支援事業所の中でケアマネジャーを育成しつつ、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーの資格に資するような対応をご検討いただいております。

平岡委員長：よろしいでしょうか。じゃあ、今の件はよろしいでしょうか。

では、そのほかのご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。はい、どうぞ。

宮長委員：1点だけ、お伺いします。事業実施評価表に関してです。全国の統一基準でやっているということですので、難しいのかもしれませんが、共通して未実施になっているのは、それぞれ21番の相談事例の終結条件を区と共有しているかという部分なんですね。個別に各センターを見ますと、個別事

例ごとに区と確認をしているとか、ケースごとの終結条件を、それを確認して終結しているとかそれぞれ書いておられるんですね。恐らくこの評価の基準というのは統一して国のほうでしかるべき機関に作らせていると思うんですが、どう評価していいのかという微妙なところの項目というのは、一定期間自治体から意見が上げられた場合、変更するという事はないんですか。

平岡委員長：はい、どうぞ。

進高齢福祉課長：こちらのほうは、令和2年度から評価項目が全国統一になっておりまして、その組織とか個別業務、事業間連携、こういったところで、全55項目、詳細な点検、評価をやっていこうというふうになっております。なかなか個別のことを取り上げて国に提案するのは難しいとは思っているんですけど、ただ一方で大事なのが、文京区の中で高齢者あんしん相談センターと共有しながらこの考え方についてはどうだろう。そういったところのロジックがきちっと立っていれば、適切なあんしん相談センターの運営につながると考えておりまして、繰り返しになりますけれども、先ほどの相談事例の終結条件というふうに聞かれると、その相談を受けて終わりがあるのかというところにつながってしまうので、文京区は伴走支援として、ある程度情報をきちっと見せつつ、いつまでも見守っていきますよという考えの基にやっていきたいというところで、あえてここはバツというところで行きたいなと思っています。

宮長委員：恐らく設問からいって回答が難しいというのが実情だと思うんですね。ただ、55の設問の中の一つで、こうやって文京区の各センターが共通してなかなか回答できないよというようなことがあるとすると、私はよく東京都の福祉第三者評価制度と比較するんですけど、福祉第三者評価の場合は、我々評価委員が意見を上げると、大体一定期間ごとに検討して評価項目もこれはこういうふうに改善しましたとかというふうに、毎年ある評価委員の研修で言ってくれるんですね。せっかくやる評価ですから、評価の項目が回答するのに苦慮するよなというのをそのままにしておいては正しくないので、まして令和2年から入ったということであれば、1回やってみただ、ちょっとこれはいかなものでしょうという意見、もしくは具体的にもっと基準を示して今、回答でありましたように、なかなか相談にこれで終わりですよ

と言えるようなものがどれだけあるのというのは難しい問題だと思うので、その辺は東京都を通じて国に上げるなどの一定の改善はやっておいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

平岡委員長：はい、どうぞ。

進高齢福祉課長：ありがとうございます。23区でもこういった介護保険事業計画の集まりの中で、その辺の情報共有をしていきたいと思います。

平岡委員長：よろしいでしょうか。では、そのほかの点、いかがでしょうか。

飯塚副委員長：自己評価表のレーダーチャートなのですが、文京区版のところの7番、事業間連携、社会保障充実分事業ということなんですが、これはどういう事業でなぜこんなに低いのかということをお教えください。

平岡委員長：7番ですね。個別の項目の表でいうと、55番から59番ですかね。

飯塚副委員長：各事業所の評価と文京区全体の評価が大きく違うんですね。

平岡委員長：そうですね。重なっているところもありますけど、違うところがあるということですね。今の話は、資料の2-3号でセンターごとの事業実施評価表というのがありまして、そして最後に区の運営自己評価表というのがあるわけです。最後の2枚の紙ですね。そして、レーダーチャートの資料ですけれども、最後の1枚が区の運営自己評価表の部分になっているというわけですね。その7番の事業間連携の項目については、特に文京区の達成率が全国平均を大きく下回っていると。これはどういう項目で、なぜこうなっているのかというご質問だったということになります。よろしいでしょうか。

宮部地域包括ケア推進担当課長：低くなっている理由につきましては、確認をさせていただければと思います。

平岡委員長：この個別の55番から59番の項目を見ると、55から57が、コロナのために未実施であるということで5項目中2項目しかできていないため40%になっているということで、結果だけ見れば、そういうことなんですけれども、要するにセンターごとの評価に入っていない項目で、これだけが区の評価だけに入っているものなんですね。社会保障充実分というのは何か分からないので、それも含めて教えていただければということです。

宮部地域包括ケア推進担当課長：開催ができなかったということで、単純に5分の3が駄目だからということなんですけれども、ここの項目が区のほうだ

けに入っているのはなぜかなどについては、またお答えさせていただければと思います。

平岡委員長：担当者でないと分からない複雑なものになっていますので、後でご説明いただくことにします。

そのほか、特にご意見なければ、次の議題に進めさせていただいて、先ほどの件は後ほどご説明いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

平岡委員長：それでは議題3「令和3年度認知症施策検討専門部会の取組について」ということで、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

宮部地域包括ケア推進担当課長より資料第3号に基づき、議題3「令和3年度認知症施策検討専門部会の取組について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございます。ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。はい、どうぞ。

宮長委員：1ページに出てくる4の検討内容及び今後の方向性の事業の実績報告の件でお伺いしますけれども、認知症カフェについて、コロナとの関係で相当開設が難しいというのは全国的な新聞報道にもなっておりますけれども、実際に文京区の認知症カフェの実施状況は昨年度ではどうなっているのでしょうか。区市町村によっては一定程度どういうふうにとったらやれるかという条件も含めて検討を開始していると思いますので、私も実は豊島区でやっております。この5月から今までのような部屋の中でやるのではなくて、保育園の園庭を使ってテントでなるべく感染にならないようにということと再開しようみたいなことを始めたんですけれども、文京区ではいかがでしょうか。

平岡委員長：お願いいたします。

岩井センター長：高齢者あんしん相談センター富坂のほうで取り組んでいます。認知症カフェにつきましては、昨年度からは実施しております。事業報告の資料第2-1号の11ページの下の方に出ていますものになりまして、人数は一つ一つのカフェは少なかったり、カフェといいながらも飲食ができません。

いような状況があつて、気軽に来ていただくというよりは予約をして来ていただくような状況にはなっているんですけども、工夫して行っている状況です。

平岡委員長：よろしいでしょうか。「認知症施策検討専門部会の取組について」は以上ということで、次に進みたいと思います。

先ほどのご説明の残りの部分、分かりましたでしょうか。お願いいたします。

宮部地域包括ケア推進担当課長：地域包括支援センター運営自己評価表のところの21番に記載の区のほうにだけ入っている事業間連携（社会保障充実分事業）なんですけれども、こちらにつきましては、地域支援事業のメニューの一つで、主に在宅医療関係の事業、それから認知症関係の事業が対象になるものでございます。そちらがコロナのため実施できなかったということで、区のほうの評価が低くなっているということでございます。

平岡委員長：よろしいでしょうか。

元の議題に戻りまして、4番の議題に進みたいと思います。「令和3年度医療介護連携専門部会の取組について」という議題ですが、事務局からご説明をお願いいたします。

宮部地域包括ケア推進担当課長より資料第4号に基づき、議題4「令和3年度医療介護連携専門部会の取組について」の説明を行った。

平岡委員長：それでは、今のご説明についてご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

平岡委員長：それでは、この議題については、以上ということにさせていただきます。続いて、5番の議題に進みます。「令和4年度介護予防把握事業について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

宮部地域包括ケア推進担当課長より資料第5号に基づき、議題5「令和4年度介護予防把握事業について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご質問、ご意見があれば、お願いいたします。

平岡委員長：それでは、議題5については、以上ということにいたします。

本日の議題は以上になります。その他、何かご発言されたいことはございますでしょうか。

それでは、事務局から席上配布資料の説明などについてお願いいたします。

進高齢福祉課長：1枚ものの紙をお配りさせていただいております、タイトルが「文京プロジェクトで議論をする内容」になります。これまでの経緯を簡単にご説明しますと、昨年3月に東京大学高齢社会総合研究機構、こちらのほうのフレイル予防の第一人者の飯島先生という方に来ていただいて、いろいろお話をさせていただいたんですけれども、その中で文京区では、来年度が高齢者・介護保険事業計画の策定年になっていまして、3年サイクルで策定をしていきます。策定に当たっては国の方針などに従って重点項目を立てて作っていくんですけど、一方で、今後の高齢社会を見据えると、中長期的な視点での取組というか考え方をまとめることというのが重要と考えていまして、それで始まったのが文京プロジェクトになります。上の四角囲みに書いているんですけど、住み慣れた地域で暮らし続けること、それはやはり培ったそれまでの友人関係、こちらを保ち続けることじゃないかと。

もう一つ、2040年、2055年を見据えて地域づくりの核となるものは何か。ペーパーの真ん中で将来の高齢者像はどういったところになるんだろうと三つ書いていますけど、状態像、健康状態とか認知症、それから2番、生活形態、単身、低所得という問題も出てくる。それから、三つ目、価値観。今までにいろんな調査をかけると、施設よりも自宅で暮らしたいなど。それから、今ITの関係もありますけど、新たな価値観が生まれるんじゃないか。こういったところを将来の高齢者像として明らかにしながら、今地域で、特に社会福祉協議会で頑張らせていただいていますけど、地域のつながり、こういったものを大切に続けるとというのが大事なかと。左の下のところの皆さん思っているのは、お金の不安、健康の不安、仕事への不安、こういったところは共通であろうと。じゃあ、こういったところを解消しつつ、地域とつながっていくにはどうやっ

ていけばいいのかなというのを今話し合っているところになります。大きくこの三つ、ICTの活用、支援拠点の整備、下のインフォーマルサポートと制度サービスの統合化、こういったところが解決策になるのかなと。特にICTの活用というのは当然将来の2040、2055年ですから、スマホの取扱いとか、大分慣れている高齢者になるのかなと。それから、右側、支援拠点の整備。まだはっきりは打ち出していないんですけど、小規模多機能型居宅介護という事業者がありまして、通い、訪問、泊まりを一体的にする事業者なのですが、そういったところが地域をつなぐ一つの拠点になるんじゃないかと。そこに多世代交流の場も創っていくんですけど。それから、下、インフォーマルサポートと制度サービスの総合化。言葉は難しいんですけど、介護保険制度にプラスして今、文京区でフレイルサポーターというのを作ってしまして、生活機能低下を防止しましょうと。ただ、その目的はやはり地域を支える人材づくり、そういったところになっています。こういったところをうまく連携させながら、将来の文京区の都市型の在宅療養生活を支える在り方というのを、今検討を始めるところです。来年が介護保険事業計画の策定のメインになってきますけど、それに併せて、2040、2055年を見据えて中長期的な視点で策定していきたいと思いますので、またこの委員会で少しずつ情報提供させていただいて、皆様のご意見をいただきたいと思っております。

説明は以上になります。

平岡委員長：ありがとうございました。ただいまのご説明についてはよろしいでしょうか。何か特にご発言があれば、どうぞお願いいたします。

それでは、以上ということになります。議事進行にご協力くださいましてありがとうございました。

以上をもちまして、閉会させていただきます。どうもありがとうございました。